

児童虐待防止啓発動画制作等業務委託
「公募型プロポーザル方式」公告企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

山梨県知事 長崎 幸太郎

令和4年11月30日

1 業務の目的

本県における令和3年度の新規児童虐待相談件数は、2,259件（前年比151件増）と過去最大を記録した全国同様、増加傾向にある。

本事業では、子どもから大人まですべての県民が児童虐待について正しく理解し、虐待防止や万が一の際に相談・通告の必要性を示唆する動画を制作するとともに、テレビやインターネットを活用したCMを世代に応じて配信することにより、児童虐待の発生しない社会の実現につなげる契機とすることを目的とするものである。

2 業務の内容

(1) 名称

児童虐待防止啓発動画制作等業務委託

(2) 委託内容

別紙「児童虐待防止啓発動画制作等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 予算上限額

金2,311,100円（消費税及び地方消費税を含む）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

3 企画提案に係る日程

(1) 募集開始 令和4年11月30日（水）

(2) 企画提案応募資格確認申請書等出期限 令和4年12月2日（金）

(3) 質問票提出期限 令和4年12月2日（金）

- (4) 企画提案書提出期限 令和4年12月8日(木) 正午
- (5) (第1次審査)書類審査 令和4年12月8日(木)
- (6) 書類審査結果通知 令和4年12月9日(金) ※メールにて通知
- (7) (第2次審査)プレゼンテーション審査 令和4年12月12日(金) 午前
- (8) 最終審査結果通知令和4年12月13日(火) 頃発送予定
※メール及び文書で通知

4 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、「(2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類」に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提案参加資格

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- ウ 山梨県物品等入札参加者各者名簿における登録業種として、「映像の企画・制作」に登録されている者であること。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- オ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成23年4月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。
- カ 平成29年度以降において、国、地方公共団体、公益法人からの同種又は類似の業務(啓発業務、子ども向け動画制作、テレビ及びインターネットにおける動画広告出稿)を受託した実績を有する者であること。

(2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類

次に掲げる企画提案応募資格確認申請書及び添付書類を、各1部提出すること。

- ア 企画提案応募資格確認申請書(様式1)
- イ 誓約書(様式2)
- ウ 過去5年間の同種または類似事業の実績(様式3)

(3) 企画提案応募資格確認申請書の提出期限

令和4年12月2日(金)まで

提出は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日を除く日とする。（以下同じ。）

(4) 企画提案応募資格確認申請書の提出場所

- 山梨県子育て支援局子ども福祉課 児童養護・発達障害担当 芳賀
- ・所在地〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁本館5階
 - ・電話055-223-1457（直通）
 - ・メールアドレス haga-ahwh@pref.yamanashi.lg.jp

(5) 企画提案応募資格確認申請書の提出方法

書類提出は、持参または郵便によるものとし、上記期限までに必着のこと。
併せて、メールによりPDFファイルの提出を行うこと。

5 企画提案に係るスケジュール

(1) 質問の受付

ア 質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（様式4）に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送信すること。

山梨県子育て支援局子ども福祉課 児童養護・発達障害担当 芳賀
メールアドレス kodomo-fukushi@pref.yamanashi.lg.jp

イ 受付期間

令和4年11月30日（水）から12月2日（金）まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、企画提案応募資格確認申請者すべてに対し、原則電子メールで行う。

電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

(2) 【第1次審査】書類選考

企画提案書類は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

ア 提出書類

- ① 企画提案書（様式なし）・・・ 8部
- ・A4版両面印刷、縦型、横書き、左綴じ（A3版折込可）、24P以内
 - ・日本語表記で11ポイント以上
 - ・以下の事項を記載すること

- a コンセプト「児童虐待防止」に対する啓発活動の全体像・展開についての考え方
仕様書に記載したコンセプトをもとに、本業務遂行における全体像を記載すること。
- b 児童虐待防止動画の内容
子ども向け動画及び短尺版動画、大人向け動画の各動画の内容について示すこと。
なお、権利上、著名人等を用いて動画の公開期間などについて条件が発生する場合は必ず提案書に明記すること。（前提として動画公開に期間を設定しないものとする）
- c 大人向け動画によるPRの手法
テレビCMを活用したPR手法を具体的に明記すること
令和5年2月に県が実施予定のイベント告知への考え方についても記載すること。
- d 子ども向け動画によるPRの手法
インターネットを活用したPR手法について、目標等を含め具体的に明記すること。
- e スケジュール
プロジェクト企画、動画制作、公開、広報PR、効果測定等の時期について記載すること。
- f 業務の実施体制
人員配置、配置予定者、児童虐待に関する知見を有する専門家、関連・協力企業等の有無について記載すること。
- g 過去5年間の関連業務の受託実績
自治体等の啓発業務、子ども向け動画制作、動画広告出稿関連業務の主な受託実績（相手方、金額、概要）を記載すること。
- h 提案事項等
見積書に記載した金額の範囲内において、追加経費を要することなく実行可能な効果的な提案事項等があれば記載すること。
特に、大人向け動画によるPRにおける令和5年2月に県が実施予定のイベント告知への協力や、インターネットを活用した広報PRについて協力できる点などがあれば記載すること。
- ② 見積書・・・・・・・・・・1部
・様式は任意とし、税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。
・見積額は予算上限額の範囲内とすること。
- ③ 法人の概要書・・・・・・・・・・8部
・様式は任意とし、既存のものやパンフレットでも可とする

④ サンプル映像DVD・・・・・・・・1部

- ・過去に制作した自治体等受託業務における動画、またはそれに準ずる映像を1本以上提出すること。提出は、mp4形式によりディスクに記録した物とする。

イ 提出部数及び提出方法

持参または郵便により、期限までに提出先に必着のこと。

併せて、メールによりPDFファイルの提出を行うこと（ファイル便の使用可）

ウ 提出期限

令和4年12月8日（木）正午必着

エ 提出先

山梨県子育て支援局子ども福祉課 児童養護・発達障害担当 芳賀

メールアドレス haka-ahwh@pref.yamanashi.lg.jp

・電話055-223-1457（直通）

オ 結果の通知

令和4年12月9日（金）に企画提案書類・見積書の提出があった者全員に選考結果をメールにて通知する。

カ その他

プロポーザル参加者が3者を超えない場合は、一次審査は実施しない。

(3)【第2次審査】企画提案のプレゼンテーション審査

書類審査通過者を対象に企画提案に係るプレゼンテーションを次のとおり実施する。

ア 実施日時・集合場所

日時：令和4年12月12日（月）午前を予定

※時間及び場所は個別に通知する

イ 実施方式 対面式またはオンライン（ZOOMミーティング）方式で実施

イ プレゼンテーションの時間

1社30分（提案書説明15分、質疑応答10分、準備・入退室5分）を予定

ウ その他

・基本的に書類審査の際に提出を受けた企画提案書・見積書をもとにプレゼンテーション審査を行うものとする。

・提案説明者は、原則として実施体制で示した者のうち主担当になる者が行うこと。

・HDMIケーブルに接続可能な液晶モニターは山梨県で用意するが、自前のモニターの持込みも可能。また、モニターの使用は任意とする。

・プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。

・プレゼンテーション等で使用する参考資料等は、別途提出を受け付けるが、採点

の対象とはしない。

・新型コロナウイルス感染症の状況によっては、オンライン開催もしくは書面審査のみとする場合もある。

エ 結果の通知

令和4年12月13日（火）（予定）にプレゼンテーションを行った者全員にメール及び文書にて通知する。

6 審査について

(1) 選考方法

第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査）において、（別紙）審査基準に基づき総合的に審査し、第1位の者を候補者とする。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(2) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

ア 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合

イ 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

7 契約

(1) 契約の方法

第2次審査第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。

(2) 契約保証金

山梨県財務規則第109条の2第7号の規程により、契約保証金は、免除する。

(3) その他

企画提案の内容について、委託契約締結後、金額の範囲内で変更する場合がある。

8 その他

- ・ 企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。
- ・ 契約を締結するまでの間、「4 企画提案の参加資格」を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- ・ 提出された書類は返却しない。
- ・ 参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、不参加表明書（様式任意）によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由である。

り、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

9 問い合わせ先

- ・所在地〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6 - 1 山梨県庁本館5階
- ・電話055-223-1457 (直通)
山梨県子育て支援局子ども福祉課 児童養護・発達障害担当 芳賀
- ・メールアドレス : haga-ahwh@pref.yamanashi.lg.jp